

当事業所は介護保険の指定を受けています。

* 特定福祉用具販売

[高槻市指定 第2770902936号]

当事業所は利用者に対して指定特定福祉用具販売サービスを提供します。当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」となられた方が対象となります。
要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

名称・法人種別	社会福祉法人 高志会
代表者名	理事長 高橋 弘充
所在地・連絡先	住所:大阪府高槻市三島江4丁目38番7号 電話:072-677-5888 FAX:072-677-5927
設立年月日	平成10年11月12日

2. 事業所の概要

(1)事業所の説明

種 類	特定福祉用具販売
名 称	れんげ荘アクティブ・エイド
開設年月日	平成19年8月1日
営 業 日	月曜～金曜日
営業時間	8:45～17:30
施設の所在地連絡先	住所:大阪府高槻市栄町2丁目6番16号 電話:072-697-3304 FAX:072-697-3305
管理者	望月 亮太

(2)事業の目的

介護保険法令に従い、利用者が居宅において、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、特定福祉用具販売を提供します。

(3)当事業所の運営方針

- ・ 実施する事業は、利用者が可能な限りその能力に応じて自立した日常生活が営めるよう配慮したものとする。
- ・ 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- ・ 市町村及びその他事業者、施設、医療機関と連携をとり事業を実施する。
- ・ 高槻市条例に基づく基準を厳守し事業を実施する。

(4)通常の業務の実施地域

高槻市全域

(5)事業所が行っている他の業務

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

- ・ 特定介護予防福祉用具販売 ・福祉用具貸与 ・介護予防福祉用具貸与

3. 職員の配置

当事業所では、利用者に対して特定福祉用具販売事業を提供する職員として以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

職 種	常勤	非常勤	常勤換算
1. 管理者(従業員の管理及び業務指示)	1		1
2. 福祉用具専門相談員(福祉用具の相談及び選定)	1	2	2

常勤換算:職員それぞれ週あたりの勤務時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数で除した数です。

4. 提供するサービスの内容と費用について

(1) 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、適切な特定福祉用具の選定の援助、取付、調整を行い販売します。

(2) 特定福祉用具販売の種目、品名及び販売費用について

種 目	品 名	販売費用
腰掛便座		
特殊尿器		
自動排泄処理装置の交換可能部品 (専用パッド、洗浄液等及び専用パンツ、専用 シーツ等は除く)		
入浴補助用具 (入浴用椅子、浴槽用手すり、浴槽内椅子、入 浴台、 浴室内すのこ、浴槽内すのこ、浴室 用介助ベルト)		
簡易浴槽		
移動用リフトのつり具の部分		

※ 販売費用は全額をいったんお支払いただきますが、保険給付の際に必要な次の事項を記載した書類等をお渡しますので、お住まいの市町村に居宅介護福祉用具販売費の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

- 事業所の名称
- 販売した特定福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書
- 領収証
- 販売した特定福祉用具のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要

(3) 福祉用具専門相談員の禁止行為

福祉用具専門相談員はサービス提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供(大掃除、庭掃除など)
- ⑤ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑦ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

5. その他の費用について

項 目	内 容
①介護保険給付の支給限度額を超えるサービスの利用	介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額が利用者の負担となります。
②複写物の交付 (写真は実費相当額)	1枚につき 10円 利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には上記の金額を負担していただきます。
③交通費	通常の事業実施(高槻市・茨木・摂津市)地域外に居住されている方で、当事業所のサービスを利用される場合は、下記の料金をいただきます。ただし、自動車を使用した場合の料金については下記の料金を頂く場合もあります。 ・ 事業実施地域外から片道5km未満 500円 ・ 5km以上、1kmごとに 100円
④特別搬出入費	福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合(階段やエレベーターによる搬出入が困難でクレーンを使用するなど)は、運営規程の定めに基づき、その措置に要する費用を請求いたします。 なお、通常の搬出入による場合は、費用請求はいたしません。

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1か月前までに説明します。

6. 販売費用、その他の費用の請求及び支払い方法について

①販売費用、その他の費用の請求方法等	ア. 販売費用及びその他の費用の額の合計金額により請求いたします。 イ. 請求書は、利用明細を添えて、利用者あてにお届け(郵送)します。
②販売費用、その他の費用の支払い方法等	ア. 郵便局口座からの自動引落とし(月末の翌月28日 引き落としとします。) イ. 事業者指定の金融口座への振込み (振込み手数料はご負担していただきます。) ウ. 銀行口座からの自動引落とし(月末の翌月28日 引き落としとします。 但し、引落し手数料100円を利用料と合わせてご負担していただきます。) エ. 現金払い(月末の翌々月10日までにお支払いください。)

※ 販売費用及びその他の費用の支払いについては、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から3か月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

7. サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 福祉用具専門相談員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業所が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

8. 高齢者虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ・虐待の防止のための指針を整備します。
- ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。
- ・上記措置を適切に実施するための担当者を置きます。

9. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、利用者の置かれた心身の状況を斟酌した上で故意又は過失が認められる場合は、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

10. 事故発生時の対応について

事業者は、利用者に対して行うサービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族・市町村等連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、当事業所が利用者に対して行ったサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

11. 緊急時の対応について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡または医師の指示により必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

(緊急時の連絡先)

緊急連絡先氏名	電話(自宅)	携帯電話	他
かかりつけ医療機関	主治医氏名	電 話	住 所

12. 秘密保持と個人情報の保護について

(1)利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者又は家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。ただし、利用者に医療上の必要がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。また、利用者との利用の終了に伴う援助を行う際には、利用者の同意を得ます。

サービス担当者会議など、利用者に係る他の介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の同意を文章により得た上で、利用者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

(2)個人情報の保護について

事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。(個人情報使用同意については別紙に記入)

13. 身分証携行義務

福祉用具専門相談員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

14. 心身の状況の把握

指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

15. 居宅介護支援事業者等との連携

(1)指定特定福祉用具販売の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めるものとします。

(2)サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

16. サービス提供の記録

- (1) 指定特定福祉用具販売の実施ごとに、その販売日、種目及び品名、販売費用等についての記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- (2) サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業所に送付します。

17. 衛生管理等

従業者の清潔の保持と健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。また、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- 1 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- 2 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- 3 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

18. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います

19. 苦情対応の体制及び手順について

苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実地し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び介護の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。

- (1) 当事業所における苦情や相談は以下の専用窓口で受け付けます。苦情を受け付けた後、問題点を把握の上、対応策を検討し必要に応じて説明いたします。

○苦情解決責任者： 施設長 池田 浩之
○苦情受付担当者： 管理者 望月 亮太
○受 付 時 間： 8:45～17:30
○受 付 方 法： 電 話 072-697-3304
FAX 072-697-3305

(2) 行政機関その他の苦情受付(土日祝日、年末年始を除く)

高槻市健康福祉部福祉指導課	所 在 地： 高槻市桃園町2-1 電 話： 072-674-7821 受付時間： 8:45～17:15
高槻市健康福祉部長寿介護課	所 在 地： 高槻市桃園町2-1 電 話： 072-674-7166 受付時間： 8:45～17:15
住所地介護保険課(市) (保険者が高槻市以外の方)	
大阪府国民保険団体連合会 介護保険課	所 在 地： 大阪府中央区常盤町1丁目3番8号中央大通FNビル内 電 話： 06-6949-5418 受付時間： 9:00～17:00

(3) 第三者委員(公平・中立な立場で苦情・相談を解決する機関です。)

高田 崇一(社会保険労務士:06-6362-2731)

黒田 恭子(評議員:072-696-6949)

藤尾 純一(評議員:072-677-1533)

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

当事業者は、重要事項説明書に基づいて、指定特定福祉用具販売事業のサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

所在地	大阪府高槻市三島江4丁目38番7号		
法人名	社会福祉法人 高志会		
代表者名	理事長 高橋 弘充		印
説明者氏名			印

上記内容の説明を事業者から受け、同意しました。

利用者	住所	
	氏名	印
代理人	住所	
	氏名	印

個人情報使用の同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用する目的

事業所が介護保険法に関する法令に従い、私のアクティブ・エイド利用契約に基づき、介護（予防）サービス等を円滑に実施するために行う、情報提供、ケースカンファレンス、サービス担当者会議などにおいて必要な場合

2 使用にあたっての条件

- ① 個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- ② 事業所は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等を記録しておくこと。

3 個人情報の内容

- ・氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等、サービスを行うために最小限必要な利用者や家族個人に関する情報
- ・その他の情報（写真等）

以上

令和 年 月 日

社会福祉法人 高志会
れんげ荘アクティブ・エイド
理事長 高橋 弘充 様

本人 (利用者)	住 所	
	氏 名	㊞ 代筆者氏名：
代理人	住 所	
	氏 名	㊞ 利用者との関係：
利用者家族	住 所	
	氏 名	㊞ 利用者との関係：
利用者家族	住 所	
	氏 名	㊞ 利用者との関係：